

【 評価結果 】

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成 14 年宮城県規則第 26 号）第 17 条第 1 項各号に規定する基準等に基づく評価の結果は、次のとおりである。

1. 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第 1 号関係）

〔総合教育センター〕

- ・ 本県においては、全国レベルより低い学力水準で推移していることや不登校児童・生徒の問題など教育をめぐる諸課題が挙げられており、教職員の資質と指導力の向上を図るとともに、教育相談、特別支援教育などの多様な教育ニーズに積極的に取り組む必要性が高まっているところである。
- ・ また、近年、通常学級においても学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）をはじめとする学習や行動面で著しい困難がある児童生徒が大きく増加しており、これらの課題に対応するため、教育研修センター及び特別支援教育センターで培ってきた研修、研究、相談等のノウハウを融合させ、一体的に取り組む必要があることから、分散している両センターを統合整備し個々に応じた相談や指導ができる体制づくりが求められている。

〔通信制独立校〕

- ・ 通信制課程の在籍者数は、生徒数全体が減少傾向にある中で、横ばいの傾向を保ってきており今後とも現状の水準で推移するものと見込んでいるところである。
- ・ これまで通信制課程は、勤労青少年に教育を提供する場であったが、若者の学習歴の多様化、生活様式の変化、勤労観の変化などにより、通信制生徒の質的な変化が急速に進行しており、生徒の実態に即した教育支援や施設設備が必要となっているところである。
- ・ 現在の通信制課程は、仙台第一高等学校の全日制に併置されているが、大教室（可動仕切後 4 教室）が 1 つあるだけで、生徒の学力や意欲の多様化に応じた授業展開が出来ていない。また、自習、保健休養、個別カウンセリングスペースがなく、職員室などで対応している。一方、全日制では、通信制のスクーリング実施日における、自習・補習等の展開や部活動の実施に支障が生じているため、通信制の独立化が求められている。

〔新福祉センター〕

- ・ 近年の社会情勢の変化に伴い、子どもや高齢者、障害者を取り巻く環境は大きく変容してきており、少子高齢化対策、児童虐待問題、ノーマライゼーション社会の実現といった新たな行政ニーズへの対応が強く求められているところである。こうした状況の下、関係機関の専門職員が連携し、チームアプローチによる総合的な個別支援とライフステージに応じた継続的支援の実現が求められているところである。
- ・ また、本県の保健医療福祉施策を推進していく上で求められている県の役割は、県有施設が有する専門的技術や情報を提供しながら、市町村や関係機関等に対する支援を強化し、全体的な県民サービスの向上を図っていくことである。
- ・ こうした中、子ども総合センター、中央地域子どもセンター及びリハビリテーション支援センターにおいては、施設の老朽化の解消と、新たな行政ニーズに対応できる施設機能の充実が喫緊の課題となっているものである。
- ・ 総合教育センター、通信制独立校及び新福祉センターの整備にあたっては機能連携の強化、施設の共用による効率化等を図ることとし、さらに、それぞれの役割がしっかりと果たせるよう、各施設機能の特殊性などに配慮した施設整備を進めるものとする。
- ・ 新築移転後の各施設の跡地については、仙台第一高等学校通信制課程の分離独立後の施設を、同校全日制課程の授業等で活用することが決定しているほか、今後、県庁内での利活用や一般等への売却等、有効な活用方策を検討する。

【当該施設の想定される利用者，ニーズ】

利用者：総合教育センター 教員，児童生徒，保護者，一般県民等
：通信制独立校 生徒，保護者
：新福祉センター 子ども，保護者，障害者，一般県民等

ニーズ：総合教育センター 教育の質的水準の維持・向上
：通信制独立校 高等学校教育
：新福祉センター 福祉の質的水準の維持・向上

【現施設の状況（施設の規模，利用状況，耐用年数）】

教育研修センター

：施設の規模 延べ床面積 6,968.80㎡
：利用状況 研修 年間延べ 12,461人 相談 2,216件 職員数 43人
：耐用年数 鉄筋コンクリート造り 47年（築38年）

特別支援教育センター

：施設の規模 延べ床面積 2,880.68㎡
：利用状況 研修 年間延べ 1,233人 相談 1,091件 職員数 13人
：耐用年数 鉄筋コンクリート造り 47年（築16年）

仙台第一高等学校通信制課程

：施設の規模 5階建校舎の5階部分 708㎡
：利用状況 生徒数 1,454名（男子767名，女子687名）
聴講生 32名（男子10名，女子22名）
職員数 23名 非常勤 20名
：耐用年数 鉄筋コンクリート造り 47年（築15年）

子ども総合センター及び中央地域子どもセンター

：施設の規模 延べ床面積 3,282.98㎡
：利用状況 来所者 年間延べ 19,089人 職員数 86人
：耐用年数 鉄筋コンクリート造り 47年（築39年）

一時保護所（中央地域子どもセンター所管）

：施設の規模 延べ床面積 930.30㎡
：利用状況 一時保護者 年間延べ 5,000人 職員数 15人
：耐用年数 鉄筋コンクリート造り 47年（築37年）

中央児童館（子ども総合センター所管）

：施設の規模 延べ床面積 2,870.19㎡
：利用状況 利用者 年間延べ 11,984人 職員数 2人
：耐用年数 鉄筋コンクリート造り 47年（築42年）

リハビリテーション支援センター

：施設の規模 延べ床面積 3,832.99㎡
：利用状況 利用者 年間延べ 2,349人 職員数 41人
：耐用年数 鉄筋コンクリート造り 47年（築42年）

附属資料1：教育研修センター・特別支援教育センター概要

附属資料2：仙台第一高等学校通信制課程の概要と沿革

附属資料3：現有施設の状況(教育研修センター・特別支援教育センター・仙台第一高等学校通信制)

附属資料4：新福祉センター(仮称)整備基本方針

附属資料5：「子どもの健やかな成長を支援します」(子ども総合センター等パンフレット)

附属資料6：「リハビリテーション支援センター」パンフレット

附属資料7：子ども総合センター・中央地域子どもセンター位置図，写真，配置図

附属資料8：リハビリテーション支援センター位置図，写真，配置図

2. 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

〔総合教育センター〕

- ・ 総合教育センターは、教育公務員特例法第21条第2項に定める教育公務員の研修に要する施設であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条により、教育に関する専門的・技術的事項の研究や教育関係職員の研修に関する施設を整備しようとするものであり、一定水準以上の施設・設備が必要であることから、民間・市町村では、整備が困難であるものと考えている。

〔通信制独立校〕

- ・ 県立学校は、学校教育法第2条に基づき県が設置運営している施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものである。

〔新福祉センター〕

- ・ 新福祉センターにおける、児童相談所及び障害者更生相談所の機能については、法律に基づく設置義務があり、県が管理運営責任を負うものである（児童福祉法第12条第1項、身体障害者福祉法第11条第1項、知的障害者福祉法第12条第1項）。
- ・ また、メンタルクリニックやリハビリテーション医療を担うクリニック機能、地域リハビリテーション支援機能、そして子育て支援機能などは、上記機能と関連が深いことから、県が事業主体となり推進する必要がある。

3. 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。（第3号関係）

〔総合教育センター〕

- ・ 現在の教育研修センターは、手狭で老朽化しており、教職員の資質や指導力の向上、教育相談などの多様化する教育ニーズに十分な対応ができていない。
- ・ 近年、特別支援教育の対象とされる幼児・児童・生徒の障害は、重度・重複化が進むとともに保護者のニーズも多様化し、個々に応じたきめ細かい対応が求められている。さらに、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）など専門性を要する新たな障害への対応も緊急の課題となっており、これら多種多様な特別支援教育相談に対し、個に応じた適切な対応をするための施設・設備が必要となってきた。

〔通信制独立校〕

- ・ 仙台第一高等学校通信制課程に学ぶ生徒は、不登校、障害、病気、さらには経済的な問題や生徒指導上の問題など様々な困難を抱えながらも学ぶ意欲を持って入学しており、こうした学ぶ希望を持って高校教育を求める人々に対して学力、意欲に応じた教育機会を提供し、社会の一員として自立し貢献できる人材を育成しようとする通信制課程の役割は大きくなっている。そのような中で、通信制を取り巻く学習環境が、極めて貧弱で、生徒の質的变化に対応が困難となっており、さらに、全日制にとっても学力向上等に向けた補習等の展開に支障が生じていることから、通信制を独立させ、双方の教育環境の改善を図るものである。

〔新福祉センター〕

- ・ 子ども総合センター、中央地域子どもセンター及びリハビリテーション支援センターは、いずれの施設も老朽化や土地・建物の狭隘化に起因する管理上、事業遂行上のさまざまな課題を抱えており、新たな施設の整備は、長年の懸案となってきた。
- ・ 社会環境の変化に伴い県民の福祉ニーズも多様化し、行政課題も多岐にわたってきており、関係機関の連携強化を一層図りながら、個々人のライフステージの各段階に応じた個別・具体的な支援体制を構築することが求められている。
- ・ 今回の施設整備により、個々のニーズに応じた総合的かつ継続的な支援が可能になると考えており、時代に即した福祉ニーズに的確に対応できるとともに、教育施設と併せて整備することによる、土地の高度利用や建設費等の削減が図られる。

4. 事業手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

- ・ 県では、初期建設費用が10億円以上の事業については、PFI事業導入の検討を行っている。
- ・ 平成17年度の「総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)整備事業」における評価においては、従来方式により整備することとしていた。しかし、福祉関連施設を併せて整備することにより施設規模が拡大することから、改めて、PFI事業の導入可能性の検討を行うものである。
- ・ 施設の設計にあたっては、教育・福祉各々の機能を確保し、利用者実態を十分に把握し、更なる機能向上が図れるよう検討する。また、各種事業を展開していく中、地元・関係団体と連携を図りながら、一般県民に開かれた施設となるよう機能、運用方法等を検討する。

PFI導入調整会議での検討結果

- ・ 平成19年3月26日に開催したPFI導入調整会議における検討の結果、PFI導入可能性調査を実施することが決定した。

5. 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

〔総合教育センター〕

- ・ 平成6年から総合教育センターの整備検討を進めてきた中で、既存の県有地の活用検討を行ったが、それぞれ他用途への活用決定やアクセス等の関係から実現には至らなかった。
- ・ 平成15年から名取市下増田臨空土地区画整備事業が開始されているが、交流拠点の形成と次世代へのゲートウェイとなる新たな未来型のまちの創造のコンセプトを掲げ、特に次世代を担う子どもたちへの教育の場の提供という観点から、地元及び土地区画整理組合として教育関連施設を誘致したいとの希望が出されていた。
- ・ 総合教育センターは、教員・児童・生徒及び保護者等に広く開かれた施設へと整備することとしていることから、アクセスが容易ではない現敷地での建て替えは不相当であるとともに、大学や民間の研究機関との連携が必要なことや研修受講者や教育相談等の利用者等の施設へのアクセス性を考慮すれば、仙台都市圏にあり、かつ公共交通機関である仙台空港アクセス鉄道の利用が可能であることなどから、下増田地区が候補地として最も優れていると判断したものである。
- ・ 下増田地区の公共公益用地を取得するに当たり、地元あるいは区画整理組合の希望を踏まえながら、数施設の候補を掲げ検討を行ったところであるが、平成16年12月の政策・財政会議において、地元等からの教育関連施設の誘致希望と県教育委員会における総合教育センター整備にあたってのアクセス性等の立地条件とが合致するものとして、総合教育センターの下増田地区への整備が決定された。
- ・ 下増田地区の公共公益用地は平成17年12月に県有地として取得している。

〔通信制独立校〕

- ・ 通信制の独立校化においては、校舎とグラウンドを有していること、交通の利便性が現在と同等以上であること、県内での配置バランスが確保されることを条件として既存の県有施設の活用検討を行ったが、他用途への活用決定や施設利用効率が悪いことなどから実現には至らなかった。
- ・ 今回の建設予定地は、仙台都市圏にあり、かつ、アクセス鉄道の駅前に整備されることや自家用車での通学・送迎については、東部道路を始めとする高速道路網が整備されていることなどから、現在地とほぼ同等以上の交通の利便性が確保できるものと判断したものである。

〔新福祉センター〕

- ・ 子ども総合センター、中央地域子どもセンター、リハビリテーション支援センターのいずれの施設についても、専門的な相談等を行う施設として、広く県民を利用者の対象としていることから、県民全体の利便性を考慮し、県中央部で、かつ公共交通機関や自家用車によるアクセスが容易な場所であることが必要であり、特に公共交通機関については、安全性、安定性、大量輸送性を総合的に考慮し、鉄道系が望ましいと考える。また、中央地域子どもセンターの所管区域が仙台区域(仙台市を除く)及び仙南区域であることから、当該区域内に設置する必要がある。
- ・ 建設用地については、現在の財政状況の下では新規の土地購入が困難であることから、既に取得済みの県有地等の活用を優先すべきであり、施設機能を十分に発揮するために必要な一定の敷地面積を確保できる場所であることや、土地有効利用の観点から、中高層の建築物の建設が可能な地域であることが望ましいと考える。
- ・ 以上の条件を勘案し立地先を検討した結果、総合教育センター及び通信制独立校の建設予定地として取得している名取市下増田地区の県有地が、面積や法規制などから見て、新福祉センターの併設は十分可能であることから候補地として最も優れているものと判断した。

附属資料9 教育・福祉複合施設建設予定地位置図、写真

6. 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

<本来的(機能的)効果>

[総合教育センター]

- 教育研修センターと特別支援教育センターにおいては、研究・研修・相談を実施してきたところであるが、どちらかという点で教員研修に偏りがちであったこと等から、施設の充実により新たにカリキュラムセンター機能や児童・生徒等への学習支援機能等を新たに追加するとともに、学校現場の課題に根ざした研究や教員研修の充実、また、情報教育や学習障害(LD)等の個に応じた相談・支援を充実させることにより、教育の課題である学力の向上や心の教育の充実等に資するとともに、子どもひとり一人の特性を生かし、その固有の能力を伸ばす教育、さらには魅力と活力ある学校づくりの推進における支援の中核施設として整備することにより、時代を担う人材育成を図るものである。
- 具体的には施設の充実等により、従来より充実した研修や研究が可能となり、教職員の資質と指導力の向上等が図られるとともに、高度情報化に対応した施設整備により、情報技術を活用した教育情報の提供等による児童生徒への学習支援や学校現場への直接的な支援も出来ることとなり、学力の向上等が図られる。
- 通常の学級にも既に学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等も含めた障害のある児童生徒が在籍していたが、従来、教育研修センター及び特別支援教育センターでそれぞれ別個に相談・指導していたものが、窓口が統合され、両センターの蓄積されたノウハウが融合しよりきめ細かい相談・指導が出来る。

[通信制独立校]

- 高卒資格は、個人が社会的・経済的に自立する上で、職業の選択肢を確保するために必要な資格であると考えられるとともに、社会の情報化や国際化が進展する中で、日常生活でのあらゆる分野も複雑化しており、現代社会の適切な理解と対応のためにも、高校教育の必要性は極めて高くなっている。通信制の整備は、高校教育の多様な学びの場として、本県高校教育のセーフティネットとしての役割を担いながら、時代を担う人材育成を図るものである。
- 通信制では、現在、スクールカウンセラーによる教育相談を日曜スクーリング時に実施しているが、相談を希望する生徒が多く、当日に相談を希望する生徒への対応が難しい状況であるが、整備後においては、総合教育センターの相談員、指導主事や臨床心理士のほか、福祉部門のスタッフを活用でき相談環境の充実が図られる。
- 通信制には、心身に障害を持つ生徒が多く、従前は特別支援学校での勤務経験者を配置するなど対応してきたが、整備後においては、センターの特別支援教育部門の専門的な指導助言が受けられ、充実が図られる。
- 通信制では、様々な学習歴を有する生徒が在籍しており、学力差が極めて大きくなっているが整備後においては、センターに蓄積されている指導法や教材等の利用により、学習力の向上が図られる。また、高度情報化の施設を利用することによって、生徒が自宅でも学習できる情報教育なども展開することが出来る。

[新福祉センター]

- 子ども総合センターは、複雑化、多様化する子どもの心の問題についての相談、診療や、不登校、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)やなどにより社会生活に適應することが難しい子どもたちを対象に、一人ひとりの目標を考えたプログラムの提供、生活技能を高めるための支援を行っている。また、子どもに関わる施設職員等の研修や、保育所、児童福祉施設、市町村等関係機関への支援などを行い、子どもに関する問題の予防と、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めているところである。今回の施設整備事業により、施設機能が充実し、利用者の利便性の向上及び相談・支援等の強化が図られる。
- 中央地域子どもセンターは、子どもの心身や家庭、学校生活での問題について相談に応じ、子どもの明るく健やかな成長を援助する児童相談所である。本事業により施設機能が拡充され、児童虐待等、複雑化、深刻化する問題に、より一層充実した対応が可能となる。また、一時保護所についても、現在の定員(20名)が常に満員に近い状況であるが、施設を拡大することによって、より適時適切な子どもの保護が可能となる。
- リハビリテーション支援センターは、高齢者や障害のある方が身近な地域で自立した生活を送るための支援(地域リハビリテーション)として、専門相談や関係機関のネットワーク構築、専

門職に対する研修等を実施しているほか、身体障害者手帳，療育手帳の判定・交付や補装具の判定など障害者更生相談所としての業務，リハビリテーション医療や高次脳機能障害に係る相談支援等を行っている。本県は，全県的にリハビリテーション資源が不足・偏在しているとともに，障害者自立支援法の施行や介護保険制度の改正等を背景に，リハビリテーションニーズも多様化・高度化している。整備後においては施設機能が充実し，支援の強化が図られる。

- ・ さらに総合教育センターとの併設により，いじめ，虐待，特別支援教育，不登校等の相談に対し，教育と福祉の相談窓口の併設により相談者の利便性の向上、相互の職員による総合的な支援が可能となる。また，就学前から学校卒業後までの個々人のライフスタイルに即した教育と福祉の一体的・継続的な支援が可能となる。

< 副次的（社会経済的）効果 >

- ・ 仙台臨空都市における下増田臨空土地区画整理事業地内に整備することにより，県下各地から利用者が訪れ，街の賑わいに寄与するとともに，アクセス鉄道の利用拡大も図ることができ，地域の活性化に繋がるものと考えている。

< マイナス効果 >

- ・ 移転後の利活用方法がまだ検討段階で決定されていない。

7．事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。（第7号関係）

名取市下増田地区は，仙台空港臨空都市として世界に開かれた東北のゲートウェイ（玄関口）にふさわしい活力と魅力あるまちづくりを進める地区として，整備にあたり環境影響評価法に基づく評価がなされており，その中の県有地に，県が整備する公共施設を立地することについては，事業内容等からも環境影響評価条例に該当せず，また，周辺は商業，医療，福祉施設予定地であることから，地域環境への影響はほとんどないと考えている。

8．想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

- ・ 金利関係については，現時点での金利で比較検討を行うものとするが，将来変動することを想定しながら，適切な資金調達を行うものと考えている。

9．事業の経費が適切であるかどうか。（第8号関係）

初期建設費 (再掲) A	調査費	9 百万円
	設計費	1 4 2 百万円
	建設費	7 , 8 8 6 百万円
	用地費	1 , 3 0 0 百万円
	その他(工事管理費等)	5 0 百万円
	合 計	9 , 3 8 7 百万円
	【財源内訳】	
	国庫補助	4 4 百万円
	起 債	5 , 5 2 7 百万円
	一般単独事業債(社会労働施設)	
	(充当率 7 0 % , 交付税措置なし)	
	学校教育施設等整備事業債	
	(充当率 7 5 % , 交付税措置なし)	
	一般財源	2 , 5 1 6 百万円
	土地基金	1 , 3 0 0 百万円
	合 計	9 , 3 8 7 百万円

維持管理費 (再掲) B	<p>40年間の維持管理費の累計 <建設後の施設の利用を平成24年～平成63年の40年間と想定></p> <p>人的経費 484百万円 修繕・補修関係経費 4,210百万円 運営・管理経費 6,734百万円</p> <p>合計 11,428百万円</p>
総事業費 (再掲) A+B	<p>【財源内訳】 一般財源 11,428百万円</p> <p>合計 11,428百万円</p> <p>20,815百万円 <建設中利息を含む額 23,336百万円></p> <p>【参考：現在価値換算後】 15,320百万円 <割引率 1.91%></p>
投入職員数	<p>・平成19～23年度 延べ5,040人(4人×21日×60月) 供用開始時までの期間，教育庁教職員課職員が従事する日数。</p>
関連事業費	<p>仙台空港アクセス鉄道計画概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体 仙台空港鉄道株式会社 2 新線区間 JR東北線名取駅～仙台空港駅 約7.1Km(営業キロ) 3 構造形式 単線，電化，高架形式 4 駅数 3駅(杜せきのした駅，美田園駅，仙台空港駅) 5 運行計画 東北線直通乗り入れ(JR東日本との相互乗り入れ) JR仙台駅～仙台空港駅 快速約17分，各駅停車約23分 6 開業 平成19年3月18日 7 事業費 約416億円 <p>名取市下増田臨空土地区画整理事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開発規模 約115ha 2 事業期間 平成15年度～平成23年度 3 経緯等 平成15年3月 都市計画決定 平成16年1月 組合設立認可 4 事業予定 平成16年度 工事着手 平成18年度 保留地分譲開始

本事業は，平成17年度に「総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)整備事業」として大規模事業評価を実施しており，県として事業を実施することとして決定している。

今回，総合教育センター及び通信制独立校に，新福祉センターを併せて整備することから，評価項目概要に著しい変更が生じることとなったため，「教育・福祉複合施設整備事業」として改めて計画評価を行ったものである。

以上のとおり，「教育・福祉複合施設整備事業」について県が評価を行った結果，実施することが適切であると判断した。